

平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成28年6月16日  
国立大学法人筑波大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成27年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月4日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

① 電気の供給を受ける契約

環境配慮契約による入札により、平成26年4月から平成29年3月まで契約済み。

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

実績なし。

③ 船舶の調達に係る契約

実績なし。

④ 省エネルギー改修事業に係る契約

実績なし。

⑤ 建物の設計に係る契約

実績なし。

⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約

平成27年度においては、産業廃棄物処理に係る業務4件のうち3件は環境配慮契約方式を採用して契約した。他1件については見積競争を行ったうえで契約した。